

平成 21 年度第 2 回税制調査会後記者会見録

日 時：平成 21 年 10 月 20 日（火）15 時 09 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、ただいまから記者会見を行いたいと思います。

先ほどずっと皆さんお聞きになっていただろうと思いますので、率直に皆さん方から質問をお受けするという形態を進めたいと思っておりますが、どなたからでも結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○記者

すみません、今日、納税者番号についての御説明がありましたけれども、これは総理から諮問があつて、給付付き税額控除などの前提となるものだと思いますが、過去の経緯と、自民党政権では何度も浮上しながら結局は実現できなかったという経緯もあるわけで、本当に実現できるんだらうかという疑念も国民の目からはあると思うんですが、これに関してどれくらいの本気度で臨まれるのかということと、あと、タイムスケジュールをどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それでは、私の方からお答えしますが、この納税者番号制度といいますか、あるいは国民安心番号制度といいますか、名前は番号制度というふうにしか書いておりませんが、意外とこの問題に対して各界各層、経済団体、それから、労働団体の意見というのはまとまりつつあるのではないかと感じております。かつてよりも、この番号制度の問題については、マスコミの方々も含めて、早く導入すべきではないかという意見が私は強くなってきているように思いますので、本気度といいますか、私たちは重視をして取り組んでいきたいテーマです。

ただ、先ほどもありましたように、どういう順番で物事を進めていったらいいのかというときには、鳩山政権は 4 年間という一つのタームを持っておりますので、そういう中では、やはり給付付き税額控除の問題にせよ、あるいは消費税の逆進性対策の問題にせよ、4 年の間には、実現の方向性というものをつけないといけないというふうに思っている課題の一つでございます。

○記者

租特の件で、基準をどうするのかというところで今日出席されていた方々の意見が割れていたようなんですけれども、副大臣としてはどのようにお考えかというのを改めてお願いしたいのと、そういった基準は、30 日までに出来ることにするのかどうかというのを改めてお願いします。

○峰崎財務副大臣

これはここにおります 4 名はそれぞれ租特 P T のメンバーでもございますので、ま

た明日、P Tの会合がございますから、そこで少し皆さんと議論したいと思いますが、おおよそのところを申し上げますと、例えば先ほど私が申し上げたように、できてから何十年も経って古くなっているものがございますね。あるいは該当するものが非常に軽微な、ほとんど100万、200万といったような極めてわずかなもので、これは本当に税でやる価値があるのかどうかといったものもございます。あとは、それぞれ各省庁で議論するときに、昨年、私どもが民主党時代に実践した際に議論したことで、要求しているときの根拠というものがしっかりとあるのか、ないのか。アンケート調査をしましたというようなことをよくいってくるんですけども、そのアンケートの調査の中身を見ていると、要求する業界団体の皆さんにアンケートを取ったとか、そういう非常に根拠が薄弱なもの、積算根拠があいまいなものがあり、そういうものはやはりしっかりと切り込んでもらいたい。こういったことは、恐らく各省庁で議論しているときには大変大きな視点になるはずなんですけれども、ただ、それを具体的に明示していませんから、今からやって果たしてどのくらい間に合うかなという感じが少ししないでもありませんが、できれば明日のP Tの前ぐらいに、こういった点について、我々財務省と総務省の副大臣と政務官で議論をしてみたいと思っておりますので、できればそれを文書でおろしていきたいとおもいます。

先ほどの議論で言うと、ふるいの網の目の大きさが大きいのか、小さいのか、どうするのかという点については、プロジェクトチームのまとめをやらなければいけないときに、そこは明確にしておけばいいのかなと思っているんですが、とりあえず、共通して出せるものは早目に出しておいても構わないと思っております。

勝負はやはり、各省庁から出てきた後に、この税制調査会の場で議論をしていくことが一番大きいポイントになるのではないかと考えております。

○記者

2つ伺いたいですけれども、1つは今日、厚労省の2つの要望項目について了承されましたが、これはどういう網の目のかけ方だったかということをお教えいただきたい。

もう一つは、今日、藤井財務大臣が記者会見で、地球温暖化対策税について税調でも議論があるのではないかというようなお話をされたことについて、峰崎副大臣としてはどのようにお考えかということをお伺いします。

○峰崎財務副大臣

厚生労働省の件は、母子加算の復活に伴う措置や、インフルエンザ法案に伴う措置ということで、通常 of 社会保障の給付あるいは支出に対する非課税でございますので、これは今回の網の目という観点に該当する以前の問題で、ほかの社会保障給付もほとんど非課税措置になっていると思いますので、これは常識の範囲で考えていただければいいのではないかと思います。

それから、藤井大臣が発言されたことについては、我々財務省の政務三役の中でも、

ある意味では藤井大臣の発言を含めていろんな角度で検討してきたことは事実でございます。ある意味では2020年までに25%削減という新しい国際的な約束事をされているわけでありますから、その意味で今後の暫定税率の廃止に当たって、この環境税の導入をやはり将来的には考えていかなければいけない。これが今年のものになるのか、来年のものになるのか、それはまだわかりません。今、環境省の方で懇談会が開かれており、環境税に対する提言がこの秋にも、もしくは12月にも出るというふうに私どもは聞いておりますが、本当に出るのかどうか。出てきたら、それをどう税調で議論するか。そのことを踏まえて、暫定税率との関連もあれば議論していきたいということで、それが恐らく藤井大臣の発言になって表れたのではないだろうかと思っておりますので、私たちは大臣の発言を重く受け止めながら、しかし、我々は一方で暫定税率の廃止ということを国民に約束してきたわけですから、そのこととの関係も含めて今後の税制調査会で大きな議論になるポイントではないかと思っております。

○記者

小川政務官にお伺いしたいんですけども、先ほどの説明の中で、扶養控除と配偶者控除について地方税の控除を残すことについて、どうも違和感をお感じになっているような御意見があったかと思うんですが、これはやはり足並みをそろえて廃止すべきだとお考えなのでしょうか。

○小川総務大臣政務官

結論はまさに議論してと思っておりますが、所得税分を廃止して、住民税分だけ残すというのは簡単ではないと個人的には思っています。

○峰崎財務副大臣

そのほかはございますか。

どうぞ。

○記者

今、副大臣がおっしゃった温暖化対策税と揮発油税等の暫定税率の関係で、これは暫定税率を維持する、あるいは本則税率にまで戻さないということも含めてという可能性ということによろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

まだある意味ではそういうことも含めてどうあるべきかについて議論していこうというところですから、暫定税率をそのまま残すとか、あるいは少し減らすとか、そういう議論のところまでは行っておりませんが、質問されている方もおわかりのように、この問題はやはり、暫定税率の中の、取り分け燃料課税の問題の在り方をめぐって、これはいろんな角度から議論があるところだと私は思います。

○記者

2点あります。

まず、税調の会合の最後の方で中川文部科学副大臣が、透明化法はいつ立法化する

のか、納番はいつ入れるのかという、タイムスケジュールを示してほしいという提言がありましたけれども、それに対してはどのようにお考えなのでしょう。

あと、小川政務官に質問ですけれども、控除について地方税の方を廃止するのは簡単ではないということについて、その根拠といいますか、なぜ簡単ではないのかというところを教えてください。

○峰崎財務副大臣

最初にタイムスケジュールの方からお話ししたいと思いますが、今日は国家戦略室の古川副大臣が来ておりませんので、実は国家戦略室の大きな流れの中で、やはり社会保障の将来像と関連してまいります。歳入庁構想の問題とか、納番制の問題とか、租特透明化法とか、それをどのような優先度で、どういうふうに進めていくかということについては、当然、国家戦略室、更に、実は今日はあまり議論になりませんでしたけれども、専門家会議というものを設置していきたいと思っていますので、そういったところで優先度の問題なども含めて検討していきたいと思っています。

もちろん、最終的には税制調査会で、こういう形で展開していきたいというふうに考えていることについて論議はしたいと思っていますけれども、それらを含めて総合的に検討していきます。

○小川総務大臣政務官

私の方から、控除の廃止の件で2点申し上げたいと思います。

1つは税の性格なり増減税の観点から、住民税というものは所得税にもまして地域の会費をお支払いいただいているという性格がございます。その意味では、所得税などに比べると、所得再配分の機能を求められている税制と少し違うわけです。所得税であれだけの控除が廃止になって、住民税はそのまま残るということになりますと、数字は事務的に確認してほしいと思いますが、課税最低限が大幅に逆転することになりますし、また住民税に関して相当な増税につながる。この税の性格なり増減税の観点が1つ。

もう一つは実務の面であります。住民税の申告は所得税に併せて行っているのが通常であります。そうすると、仮に住民税だけこの控除が残った場合、所得税の申告のときに所得税にない項目を住民税に限りて申告するのかというような実務的な問題が、勿論、これは実務ですからやればすむことですが、それにしても少し違和感があるということで、ここはよくよく議論したいと思っています。

○記者

今の扶養控除の地方税の方の関連なんです。そもそも衆院選のマニフェストに絡んで出たことだと思うんですけれども、それでは、なぜ地方税の方は残すべきというのがそもそも出たのかというのを改めて確認したいんです。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

増税になる世帯が増えるではないかという指摘に対する我が党の反論の中で、住民税の部分の議論を加えなければいかぬという経緯で入った。急遽、途中経過の中でそこだけ変更されたというふうに聞いておりますが、その理由なり背景については、今、確認中でございまして、詳細はまた。

○記者

深い検討があったというわけではないわけですね。

○小川総務大臣政務官

あったんだと思います。

○峰崎財務副大臣

私の方から、マニフェストをつくる前の税制調査会の議論的な経過からすると、基本的には、これは国の責任でやっていこうということで、実は所得控除から税額控除、手当へという流れを出していきまして、その際に地方自治体はどうするんですかという意見はありました。そのときに、これは道路特定財源のときもそうでしたけれども、大きな意味で地方の皆さん方には迷惑をかけないようにしよう。地方財政にはあまり大きな影響を与えないようにしようということは大体の一つの合意があってスタートしたわけです。

ただ、今お話があったように、当然のことながら、国税の扶養控除を廃止する、あるいは配偶者控除を廃止するというようなことになってくると、当然、これは地方税との関係というのはテクニカルな面も含めて避けて通れない。そのことも含め、なおかつ、今、小川政務官からご紹介があったような考え方もあって、この問題について、厚生労働大臣の方は子ども手当の要求をする大臣でございまして、そこから要請事項の形で出てきているのではないだろうかと思っております。ただ、それはこれからどういうふうに進めていくかということについては、まだ方向性が出ているわけではありませんが、今のような議論も一つの議論として出てき始めているという感じがします。

○古本財務大臣政務官

今のお話を補足させていただきますと、厚生労働大臣がおっしゃっておられるのは、あくまでも1対2対1の、いわゆる国と地方と事業主の児童手当の分担割合がありますね。今、あのお話につきまして、若干、地方の話もおっしゃっておられるやに伺っております。

他方、今、峰崎副大臣がおっしゃった部分は、すぐれて控除から手当へという所得税制見直しの議論を税の理論として進めていったときに、果たして地方税はここで分断していいのだろうか。ましてや住民税だけ引き続き控除が残るということは、今、小川政務官は増税とおっしゃいましたけれども、むしろ住民税の方が減税が続くわけです。ですから、そのことが理論的に矛盾しないだろうかという点があり、これは国税と地方税のまさしく一体性のある所得課税の部分でありますので、その整理をす

る必要があるのではなかろうかということに、今、非常に悩んでいるという議論でありまして、厚生労働大臣は、たしか児童手当の話で言われたように承知しています。

○記者

仮に、地方税の方も控除を廃止するという事になった場合は、これはマニフェストを修正することにもなるんですか。

○峰崎財務副大臣

マニフェストには、そのこと自体は何も書いていないと思います。ホームページの中でいろいろ書いてあることはあります。

また、これを議論したときの、民主党時代の税制調査会での議論は、私が先ほど申し上げたような議論で展開をして、地方にはできる限り御迷惑をかけないようにしようということで議論が展開していましたから、そういう観点から、そこにはあまり触れていなかったということです。

○記者

すみません、峰崎副大臣にお伺いしたいんですが、税調の話と離れて恐縮なんですが、今日の朝、全日空ホテルで行われた前原国交大臣と藤井財務大臣の会合に副大臣も出席されていたと思うんですが、あれは副大臣としてはどういうお立場で出席されたのかということと、その会見ではかなりせっぱ詰まった状況になっていると大臣もおっしゃっていたんですが、今のJALの現状についてどうお考えになっているかというところを教えてくださいたいと思います。

○峰崎財務副大臣

立場については、財務大臣から指示を受けて、このJALの問題について、私はたまたま民主党時代に3回ぐらい、参議院の財政金融委員会で質問をしてきた経緯がございます。そのことを御存じであったからでしょうか、本来的には私は税の方が中心ですから、そちらの担当ではなかったのですけれども、それを担当してくれないかというふうに言われておりました。それが1つです。

それから、JALの現状認識ですか。

○記者

はい。

○峰崎財務副大臣

これはたしか前回も財務省での記者会見のときにお話ししたように、私の方は、3年前だったものですから2006年6月でしたでしょうか、いわゆるJALが、株主総会が終わった後ですぐ増資をしたということで、大変、証券市場を混乱させたといえますか、大きな問題になったことがございました。あのとき以降、やはりJALの財務体質を分析してみると、これは相当傷んでいるのではないかという思いを持っておりまして、その点は私、今も変わりませんし、むしろ、この金融危機以降、昨年のリーマンショック以降は、やはり相当大きな痛手を更に受けているのではないかという

ふうに思っております。現状認識については、今でもそう思っております。

○記者

今後も前原大臣と藤井大臣が会うということになるんですが、そこにも副大臣も同席されるということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

要請されれば出ていきたいと思えますし、私なりの意見も、藤井大臣にもお話ししました。前原大臣にも、またタスクフォースの皆さん方にもお話しさせていただきました。

○記者

先ほどの納税者番号のところで、話がかなりまとまりつつあると副大臣はおっしゃいましたが、そう思われる根拠というんですか、どういう裏づけでそういうことをおっしゃっているのかということについてももう少し説明していただけないでしょうか。

○峰崎財務副大臣

まとまりつつあるというよりも、納税者番号というものに対して、私たちがこの間、さまざまな経済団体、労働団体、あるいは税に関して非常に関心を持っておられる方々の団体から、民主党時代からずっとヒアリングしてまいりました。そして、政府税調の中でも議論されてまいりました。ですから、それらをずっと総合してみると、確かにプライバシーの問題とかいろいろなことで危惧される方々はまだまだたくさんおられると思いますが、かなりそういう意味では多くの団体の方々がこれを導入すべきだという意見が強いのではないかと思っております。

更にマスコミ、特に新聞の社説欄をずっと私どもは注意深く読んでいるわけですが、こういう番号制度をしっかりと入れるべきだということについては、いろんな条件を付けても、これはやはりやるべきだという意見が非常に強いのではないのでしょうか。そういうことを、今、私たちは判断しているということでございます。

なければ、以上で終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

[閉会]